

<雇用調整助成金の特例措置の拡充の概要

		内容	
雇用調整助成金の概要		経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度	
拡充の主な概要		令和2年4月1日から <u>9月30日</u> までに緊急対応期間を延長し、 <u>雇用調整助成金の日額上限を8,330円から15,000円までに特例的に引き上げ</u> 、同時に <u>解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げ</u> 。	
		雇用調整助成金	前回の特例措置の拡充 (令和2年4月1日から6月30日の緊急対応期間)
			令和2年度第二次補正予算等に伴う拡充 (令和2年4月1日から <u>9月30日</u> の緊急対応期間)
対象となる事業主	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
生産性指標	・売上高等：10%減少 ・確認対象期間：3か月	・売上高等：5%減少 ・確認対象期間：1か月	・売上高等：5%減少 ・確認対象期間：1か月
対象となる労働者	雇用保険被保険者が対象	非正規雇用を含めた雇用者	非正規雇用を含めた雇用者
被保険者期間要件	6カ月以上	撤廃	撤廃
助成率	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：4/5 (解雇等行わない場合：9/10) 大企業：2/3 (解雇等行わない場合：3/4)	中小企業：4/5 (解雇等行わない場合： <u>10/10</u>) 大企業：2/3 (解雇等行わない場合：3/4)
助成上限額	8,330円	8,330円	<u>15,000円</u>
計画届の提出	事前提出	事後提出可能 (1月24日～6月30日)	<u>撤廃(5月19日から適用)</u>
クーリング期間(注)	1年間	撤廃	撤廃
支給限度日数	1年間で100日	4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別枠	4月1日～ <u>9月30日</u> は、1年間の支給限度日数100日とは別枠
その他		教育訓練の加算額引上げ、休業規模の要件緩和、残業相殺の当面停止等	<u>受給済みの事業者・申請済みの事業者にも助成上限額は追加適用等</u>

(注) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過しなければ、助成金の対象とならない期間をいう。

小学校休業等対応助成金の拡充の概要

内容		
小学校休業等対応助成金の概要	新型コロナウイルスの感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業等（注1）した場合に、その小学校等（注2）に通う子の保護者である労働者の求職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準上の年次有給休暇とは別途（注3）、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金	
拡充の主な概要	令和2年2月27日から <u>9月30日</u> まで休暇取得の対象期間を延長し、 <u>令和2年4月1日以降に取得した休暇の1日あたり上限額を8,330円から15,000円に引き上げ</u> 。	
	従来の小学校休業等対応助成金	令和2年度第二次補正予算等に伴う拡充
対象となる事業主	下記の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、 <u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）</u> を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども（注4） ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休む必要がある子ども（注5）	
対象となる労働者	非正規雇用を含めた雇用者	同左
対象となる休暇取得期間	令和2年2月27日～3月31日の間	令和2年2月27日～ <u>9月30日</u> の間
助成率	休暇中に支払った賃金相当額（注6）×10/10	休暇中に支払った賃金相当額（注6）×10/10
助成上限額	8,330円	<u>15,000円（4月1日以降の休暇取得分）</u> 8,330円 <u>（3月31日以前の休暇取得分）</u>

（注1）新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となる（なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外）。以下同じ。

（注2）小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等をいう。以下同じ。

（注3）就業規則等が整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となる。

（注4）学校の場合は授業日に取得した休暇、その他の施設の場合は本来施設が利用可能な日に取得した休暇が対象となる。

（注5）授業日であるかに関わらず、その子どもの世話をするために取得した休暇が対象となる。

（注6）年次有給休暇を取得した場合に、支払う賃金の全額を支払う必要がある。

中小企業向け資金繰り支援に係る拡充の概要

1. 既存融資制度の拡充の概要（日本政策金融公庫及び民間金融機関）

	日本公庫国民生活事業 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)		民間金融機関 (実質無利子・無担保融資)	
拡充の主な概要	貸付限度額を 8,000 万円に増額 するとともに、低利適用金額及び特別利子補給制度の 補給対象上限額を 4,000 万円に増額		貸付限度額を 4,000 万円に増額	
貸付限度額	8,000 万円 (拡充前：6,000 万円) (注1)		4,000 万円 (拡充前：3,000 万円)	
貸付利率 (6月1日時点)	貸付限度額のうち、 4,000 万円 (拡充前：3,000 万円) (注1、2) の範囲において、 当初3年間：基準利率▲0.9% (0.46%) 4年目以降：基準利率 (1.36%)		次表のとおり	
			売上高▲5%	売上高▲15%
			保証料ゼロ・金利ゼロ	
			小・中規模事業者	保証料1/2 保証料ゼロ・金利ゼロ
特別利子補給制度 (実質無利子化)	補給対象制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス対策マル経		
	補給対象期間	3年間		
	補給対象上限額	4,000 万円 (拡充前：3,000 万円) (注1)		
	要件	次表のとおり		
		小規模事業者	中小企業者	
	個人事業主 (注3)	要件なし	売上高 ▲20%以上	
	法人	売上高 ▲15%以上		

(注1) 日本公庫（中小企業事業）及び商工中金（危機対応融資）の貸付限度額は、6億円（拡充前：3億円）、低利適用金額及び特別利子補給制度の補給対象上限額は、2億円（拡充前：1億円）である。

(注2) 低利適用金額4,000万円の範囲に、新型コロナウイルス対策マル経（1,000万円）を含む。

(注3) 事業性のあるフリーランスを含み、小規模のみ。

2. 中小企業向け資本性資金供給に係る融資制度の新設の概要

(※制度の詳細については、日本政策金融公庫にお問い合わせのこと)

	内容
制度の概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建等に取り組む企業に対して、民間金融機関が資本とみなすことができる期限一括償還の資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促進するもの
貸付対象者	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けたスタートアップ企業 (J-Startup プログラム選定企業や中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資を受けた企業) (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、企業再建に取り組む企業 (中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を図る企業) (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業であって、認定経営革新等支援機関による経営指導を受けて事業計画を策定し、かつ民間金融機関等から協調支援を受けた企業
貸付限度額	国民生活事業 : 7,200 万円 中小企業事業・商工中金 : 7.2 億円
貸付期間	5年1カ月、10年又は20年のいずれかを選択し、期限一括償還 (利息は毎月払) (注1)
貸付利率	貸付後1年ごとに、直近の決算の税引後当期純利益額に応じて、異なる利率を適用 (注2)
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	本制度の融資を受けた企業が、法的倒産となった場合、本制度の債権は、当該企業に対する全ての債権 (償還順位が本制度による貸付債権と同等以下のものを除く。) に劣後する。

(注1) 原則として、期限前弁済は認められない。

(注2) 利率については、直近の決算の税引後当期純利益額に応じて2つの区分の利率となり、返済期間によって異なる。